

令和6年度 西東京市 一時保育のしおり



いこいーな

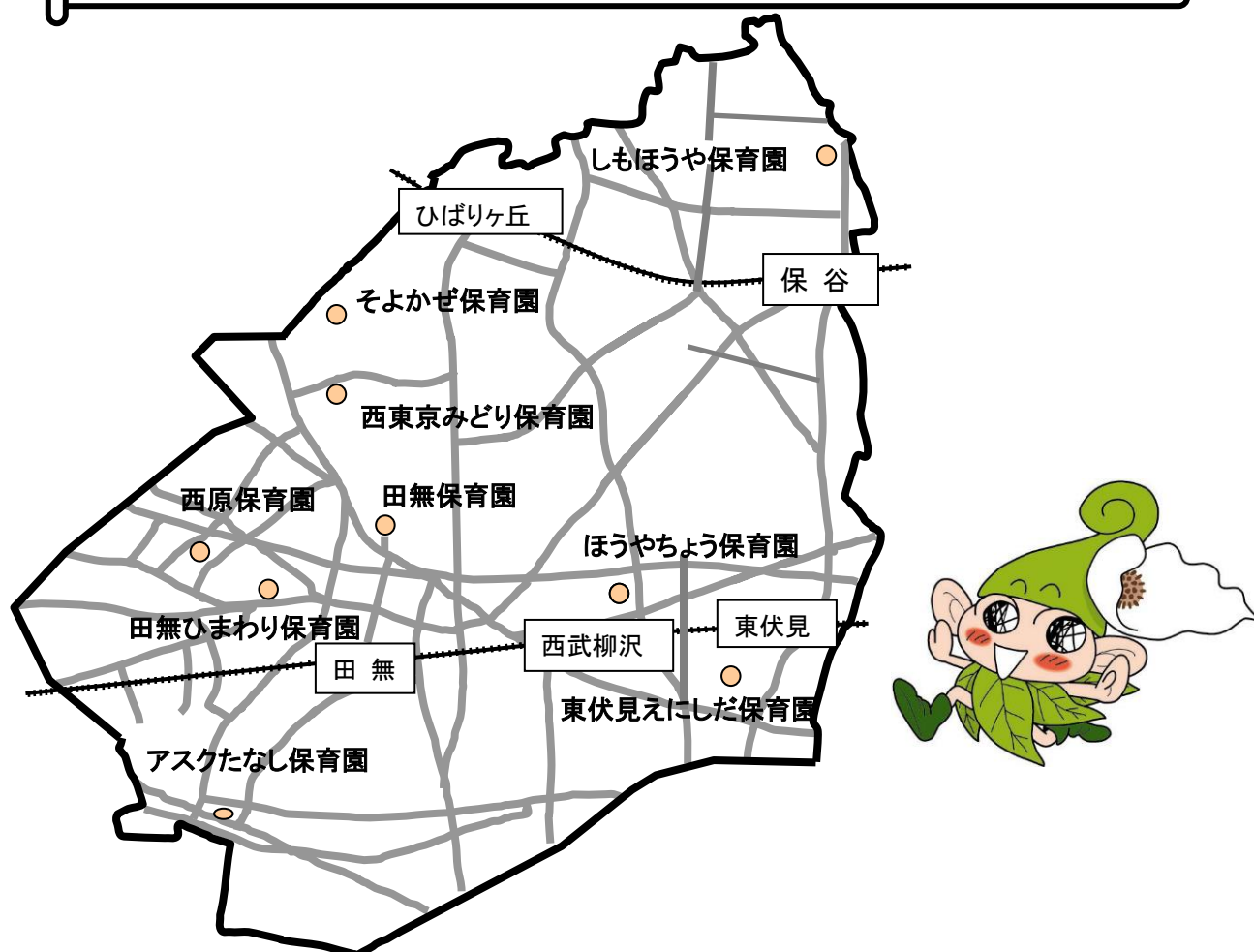
©シンエイ/西東京市

西東京市 子育て支援部 幼児教育・保育課

※ご利用になる前に必ずお読みになってください

※年度内は保存してください

西東京市 一時保育実施保育園



保育園名	住 所	電話番号	定 員
西原保育園(公設公営)	芝久保町5丁目4番2号	042-461-9063	10 人以内
田無保育園(公設民営) 社会福祉法人 大誠会運営	緑町1丁目2番 26 号	042-461-4419	6人以内
そよかぜ保育園(公設民営) 社会福祉法人 たつの子の会運営	ひばりが丘3丁目1番 25 号	042-452-9525	10 人以内
アスクたなし保育園(私立) 株式会社 日本保育サービス運営	向台町5丁目5番 46 号	042-450-1501	6人以内
田無ひまわり保育園(私立) 社会福祉法人 てつなぎの会運営	田無町7丁目2番 21 号	042-452-0551	5人以内
しもほうや保育園(私立) 社会福祉法人 至誠学舎東京運営	下保谷3丁目8番 15 号	042-421-6468	6人以内
西東京みどり保育園(私立) 社会福祉法人 たつの子の会運営	緑町2丁目 15 番 12 号	042-462-4200	6人以内
東伏見えにしだ保育園(私立) 社会福祉法人 青柳保育会運営	東伏見2丁目 11 番 11 号	042-461-9964	4人以内
ほうやちょう保育園(私立) 社会福祉法人 ナオミの会運営	保谷町3丁目 13 番1号	042-465-1340	6人以内

◆保育園へのお問い合わせは、午前9時30分～午後4時30分の間にお願いします。

◆令和6年4月1日時点での予定です。※東伏見えにしだ保育園は旧ひがしふしみ保育園です。

1. 対象児童

一時保育が利用できるのは満1歳以上のお子さんです。

西東京市内にお住まいで、満1歳から就学前までの認可保育所等(西東京市外を含む)に入所していないお子さんで以下(1)から(5)までの理由に該当するときに利用できます。

- (1) 保護者の短時間又は断続的勤務、職業訓練、就学等により、家庭における育児が困難となり保育が必要となるとき。
- (2) 保護者の傷病、災害・事故、出産、介護・看護、冠婚葬祭など、社会的にやむを得ない事由により、緊急・一時的に家庭での育児が困難となり保育が必要となるとき。
- (3) 保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の私的な理由により、一時的に保育が必要となるとき。
- (4) 障害のある児童を体験的に入所させ、集団保育をするため等により保育が必要となるとき。
(※障害のある児童の場合、申請される際にあらかじめ幼児教育・保育課へご相談ください。)
- (5) その他市長が特に必要と認めたとき。

※0歳一時保育については、生後3ヶ月～満1歳の誕生日の前日までの
お子さんが利用できます。

(内容で満1歳一時保育と異なる部分がございますので、HP やチラシ等ご確認ください。)

ご 注 意 く だ さ い

- ◆一時保育実施園では離乳食に対応しておりません。離乳食が完了していないお子さんにつきましては、食事の提供ができないため、一日利用ができません。ご利用いただく場合は、午前利用かつ午前11時までのご利用をお願いします。
- ◆0歳一時保育にて利用登録を完了している方は、改めての登録は必要ございませんが、食事調査票の提出がないと、一日利用ができません。
- ◆西原保育園では、「障害のある児童(小学1年生から小学校4年生まで)で上の(1)から(3)までのいずれかに該当し、午後の時間について一時的に保育を必要とする場合」も一時保育を利用できます。
- ◆里帰り出産等で一時的に市内に居住する方(住民票が市外にある方)のご利用はできません。
- ◆上記の(2)は「緊急一時保育」に該当する場合があります。「緊急一時保育」は、別の実施要綱に基づいて保育を行います。「緊急一時保育」の利用を希望される方は、別の申請手続きが必要ですので、幼児教育・保育課に申し出てください。(診断書などの証明書類が必要になります。)
- ◆感染症に罹患している場合は、お預かりできません。完治した場合は「治癒証明書」は必要ありませんが、体調が優れないときはお預かりできない可能性があります。

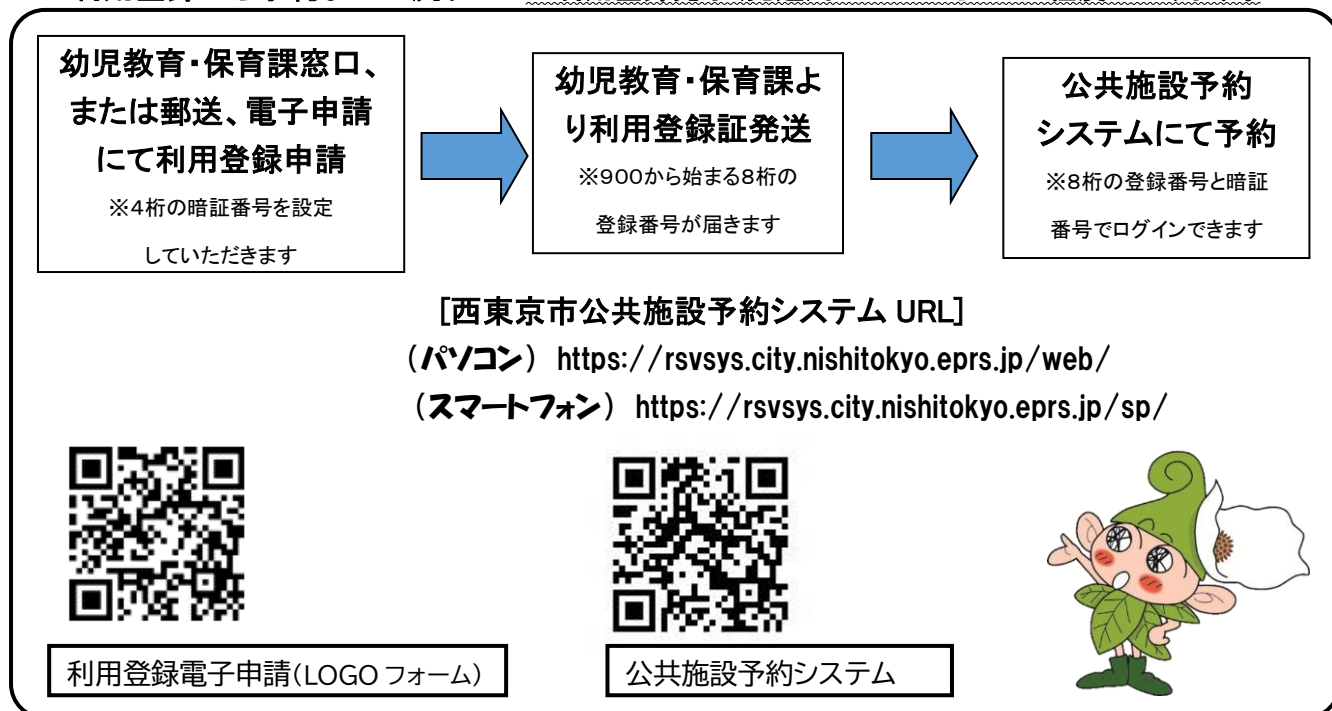
2. 一時保育の利用方法と利用範囲

一時保育を実施している全ての保育園を合わせて **1週間に3日まで**利用できます。半日利用した場合も1日利用したものとしてカウントされます。

※当日電話予約は利用枠(週3日・月12日)を超えていても利用できます。(詳細は4ページを参照)

(1) 利用できる日	月曜から金曜日(年末・年始・祝日を除く) <年度開始日>(※年度当初利用開始日が異なります。) 4月1日(月) 西原保育園 4月3日(水) そよかぜ保育園、西東京みどり保育園、しもほうや保育園 4月4日(木) 田無保育園、東伏見えにしだ保育園、ほうやちよう保育園 アスクたなし保育園、田無ひまわり保育園
(2) 利用できる時間帯	一日利用: 午前8時30分から午後5時 午前のみ: 午前8時30分から午後0時30分 午後のみ: 午後1時から午後5時 ※午前利用の方は午後0時30分まで、午後・1日利用の方は午後5時までにお支度を完了し、お帰り下さいますようお願いいたします。 ※午後5時以降のお預かりはできません。

《利用登録から予約までの流れ》 ※利用登録完了(発送)まで7日から10日程度かかります。



(1) 利用登録をしてください

利用する前に、田無第二庁舎幼児教育・保育課で、下記「利用登録に必要な書類」1～4に記入、または記入済の必要書類を幼児教育・保育課あてに郵送し、利用登録の申請をしていただきます。特にアレルギーや慢性疾患等をお持ちのお子さんにつきましては、登録する際に食物アレルギー生活管理指導表(「必要な書類」5)も提出していただきます。提出がない場合は申請を受付できません。必ず申請の際にご相談ください。※指導表はかかりつけ医にて作成してもらってください。

▼ 利用登録に必要な書類(※お子さまお一人につき1部ずつ必要となります)

1. 一時保育利用登録申請書	一時保育の登録のために必要です。
2. 児童連絡票	保育園でお子さんをお預かりする際の参考にします。
3. 食事調査票	保育園で昼食とおやつ提供の参考にします。
4. 西東京市公共予約システム利用者共通事項登録届書	公共施設予約サービスを利用するために必要です。
5. 食物アレルギー生活管理指導表(該当する方)	食物アレルギーがある方は必ずご提出ください。

(2) 利用登録をすると・・・

申請者に登録番号を付与した「一時保育利用登録通知書」及び「公共施設予約利用者登録証」がご自宅に郵送されます。公共施設予約利用者登録証の8桁の「利用登録番号」と4桁の「暗証番号」で公共施設予約システムにより一時保育の予約申込みをしてください。

(3) 予約方法

公共施設予約システムにて、インターネット・ロビー端末・携帯電話等で利用する保育園の日時予約を画面に従い予約してください。

※公共施設予約システムについては西東京市ホームページをご参照ください。

『トップページ＞施設案内＞公共施設予約サービス＞ご利用の手引き』

① 抽選予約（例：10月利用の場合、8月10日～19日に予約入力）

- ・ 利用したい月の2ヶ月前の10日から19日までが抽選予約期間です。
- ・ 事前抽選で申し込める区分は、**最大で8日**となります。
- ・ 全ての園を合せて**1週間に3日まで**ご利用いただけます。
- ・ 抽選日は利用したい月の2ヶ月前の20日です。
- ・ 21日（抽選日の翌日）から月末までが当選確認期間となります。この期間中に、ご自分の申し込んだ当選日を公共施設予約システムからご確認いただき、確定していただきます。

【注意】

当選確認手続きを忘れるとキャンセルしたものと扱われますので、ご利用の場合は必ず公共施設予約システムにて『予約の確認』を行ってください。

② 随時予約（例：10月利用の場合、9月1日より予約入力開始）

- ・ 随時予約は利用したい月の1か月前の1日午前9時から可能です。
- ・ 当月分又は1ヶ月前分の抽選予約で埋まらなかった枠について先着順で申込みができます。
- ・ 随時予約での申込み可能区分は、抽選当選日を含め**月に12日まで**となります。
- ・ 全ての園をあわせて**1週間に3日まで予約**できます。

③ 当日電話予約

- ・ 当日申込みは、電話予約のみとなります。（午前8時までは公共施設予約システムで予約可能）
- ・ 平日**午前8時30分から9時15分まで**に各実施園に連絡してください。
- ・ 当日予約は利用者様の利用枠（週3日・月12日）を超えていても利用できます。

(4) 予約取消しについて

- ・ **当日午前8時までの予約の取消しは、公共施設予約システムにて取消手続を行ってください。**
- ・ **当日午前8時以降の取消は、午前8時30分から8時45分までに園に直接、連絡してください。**（午後利用の場合も午前8時45分までにご連絡ください。）

【注意】

- ・ 当日の取消しはやむを得ない場合のみとさせていただきます。
- ・ 利用者から実施園に利用取消しの連絡がなかった場合は1回分利用したこととなります。利用料金は発生しませんが、多くの方が利用できるようご協力ください。
- ・ **取消手続きがない場合は、翌日より予約利用ができなくなる場合があります。**

3. 食事について

◆保育園では離乳食の対応はしておりません。

- ・ 食事アレルギーの対応が難しい場合や未食が多い場合には、お弁当を用意していただくことがあります。
(保育園によってはお弁当持参が不可ですので、午前、午後のみのご利用をお願いする場合があります。午
前のみの場合、昼食時間前に帰宅をお願いする場合があります。)
- ・ 利用する園の担当者が食事の確認をすることがあります。詳しくは各保育園にお尋ねください。
- ・ 1歳のお子さんはご利用する保育園の食事メニューをご確認ください。
- ・ ご利用になる前に、下記の「食事アンケート」に記載されている食品をお試ください。

※食べたことがないものがある方で、はじめての園を利用する場合は、**必ず利用前日までに保育園に連絡
のうえ、食事メニューの確認をおこなってください。食べたことがない食材を保育園の食事で提供す
ることはできません。**下記の「食事アンケート」に記入した『食べてはいけないもの』と『食べたことがないも
の』を必ず控えてください。

穀 類	米 ・ パン、うどん等の小麦製品
肉 類	鶏肉 ・ 豚肉 ・ 牛肉
魚 類	タラ・カレイ・鮭・マグロ(ツナ)・かつお節・カジキ・ブリ・さわら・赤魚・ アジ・サバ・サンマ・イワシ・煮干しだし・しらす・ホタテ・エビ
豆 類	豆腐 ・ 揚げ物 ・ きなこ ・ 納豆
卵 類	全卵
乳 類	飲用牛乳 ・ ヨーグルト ・ チーズ
果 物	リンゴ ・ ミカン(かんきつ類) ・ メロン ・ スイカ ・ パイナップル
そ の 他	ごま ・ 麦茶

4. 食物アレルギーについて

◆食物アレルギーのあるお子さんは、医師記入の食物アレルギー生活指導管理表の提出が必要です。

- ・ アレルギーのあるお子様は必ずご利用前に保育園にご相談ください。事前にご相談がない場合は利用でき
ない場合があります。
- ・ 複数の食物アレルギー、コンタミネーション、アナフィラキシーショック、嚥下困難等についてはお子さん
の安全の為、利用をお断りする場合があります。
- ・ 食物アレルギーが解除された場合は、必ずご連絡ください。除去食解除申請書の提出が必要となります。

5. 薬の取扱いについて

◆一時保育実施園では「原則として薬は預からない」ことになっています。

原則、薬が必要なお子さんはお預かりできませんが、与薬が可能な場合もあります。詳しくは各保育園に
お尋ねください。

6. 送迎について

◆午前利用の方は午後0時30分まで、午後・一日利用の方は午後5時までにお支度を完了し、お帰りくだ さいますようお願いいたします。

◆駐車場はありませんので、車でのご利用はご遠慮ください。

- ・ 当日のお迎え及び連絡先に変更があった場合には、必ず事前に保育園まで連絡してください。連絡がない
場合、お迎えにみえた方にお子さんをお渡しできなくなります。
- ・ お子さんの体調が優れない場合や食事、水分が取れない場合等、予定時間より早くお迎えをお願いする
場合があります。

7. 一時保育の利用料

午前・午後の半日利用	1,200円 / 回
1日利用の場合	2,400円 / 回
昼食(※午前・1日利用で提供されます)	200円 / 日
おやつ(※午後・1日利用で提供されます)	150円 / 日

【注意】

- ◆午後からのご利用はご自宅等にて昼食をとられてからご来園ください。
- ◆午前利用者が午後の時間帯(午後1時)を過ぎて使用した場合は1日分の利用料金となります。
- ◆万が一、利用時間を超えてしまった場合は、**超過料金**が加算されます。
(1時間/300円 午前の場合:午後0時30分を超えた時～午後1時 午後の場合:午後5時を超えた時)
- ◆利用料の滞納、利用時間の超過、園に連絡のない当日のキャンセルが度重なる場合等は登録を抹消され、利用できない場合があります。
- ◆利用者から実施園に利用取消しの連絡がなかった場合は1回分利用となります。(利用料金はかかりません)

8. 利用料の支払方法

西原保育園	費用は月ごとに計算され、納入通知書が利用月の翌月に届きます。西東京市役所又は以下の取扱金融機関で納入してください。	
上記以外の保育園	費用は直接、保育園にお支払いください。 ※おつりがないようにお願いします。	
西原保育園利用分の一時保育に係る費用(保護者負担金)の納入は、西東京市役所(田無・保谷庁舎、柳橋出張所、ひばりが丘駅前出張所)及び下記金融機関の国内本支店でお取り扱いしています。		
※0歳一時保育も西原保育園と同様の取り扱いとなります。		
みずほ銀行	三菱UFJ銀行	りそな銀行(令和6年6月末まで)
埼玉りそな銀行(令和6年6月末まで)	きらぼし銀行	東和銀行
飯能信用金庫	興産信用金庫	東京三協信用金庫
西京信用金庫	西武信用金庫	東京信用金庫
城北信用金庫	巣鴨信用金庫	青梅信用金庫
多摩信用金庫	中央労働金庫	大東京信用組合
ハナ信用組合	東京みらい農業協同組合	ゆうちょ銀行・郵便局
東京都信用農業協同組合連合会及び都内各農業協同組合		
※ネットバンキング等、上記に記載のない金融機関等ではお支払いいただけません。		
《令和6年4月1日現在》		

9. 有効期限・更新手続きについて

一時保育の有効(利用)期限は就学前までとなります。

※毎年度更新手続きが必要でしたが、令和5年度以降は年1回の一時保育利用現況届等の提出が必要です。

現況届と共通事項登録届書の提出がない場合は次年度以降お使いいただけなくなる場合がございます。

◆現況届提出時期・・・毎年度7月頃

◆受付窓口・・・幼児教育・保育課、一時保育実施保育園(一定期間のみ)

<注意>

※ ご家庭状況や食べたことがない食べ物が変わったり、食物アレルギーに変化(追加・解除)が出た場合は、その都度、書類のご提出をお願いします。

当日の持ち物

当日は次のものをご用意ください。

持ち物には全て(上着、靴下、靴、紙オムツやビニール袋等にも)はっきりとお名前を書いてお持ちください。

(0 歳一時保育はお持物が異なります。詳しくは HP やチラシ等をご確認ください。)

持 ち 物	備 考
(1)着替え一式	2～3組 (※年齢によってはパンツなど下着を多めにお願いします。) 冬場のみ・・・外遊び(お散歩)用上着
(2)帽子	季節に合ったもの
(3)オムツ	紙オムツ、紙パンツ等を普段ご使用の場合にはそれぞれの必要枚数 (※使用済みのオムツ・パンツ等はお持ち帰りいただき、家庭で処分していただきます。)
(4)ウェットティッシュ	お尻拭き用
(5)ビニール袋 (エコバック可)	着替え・エプロン・お手拭など汚れ物を入れます。スーパーの買い物袋やエコバックで十分です。着替え等の量により2～3枚程度をご用意ください。 オムツ使用のお子さんの場合、さらに1～2枚ほどご用意を願います。
(6)タオル	ハンドタオル3枚、フェイスタオル1枚、バスタオル2枚 手拭き用、シャワー用、食事やおやつ、昼寝の際のシーツ・上かけ等に使います。
(7)コップ	食事やおやつなど、麦茶を飲む時使用します。 プラスチック等の割れないものをご用意ください。
(8)エプロン	1歳～2歳のお子さんは食事用に1枚、おやつ用に1枚必要となります。
(9)運動靴・靴下	午前・午後問わず外遊びをする場合があるので、運動靴・靴下をご用意ください。 (※長靴・サンダル等でご来園された場合は別途運動靴と靴下をご用意ください。)
(10)その他	季節に応じて必要なものなど。(例:夏季の水遊びに使う水着、タオル等) お子さんの年齢や季節、利用時間等により用意していただくものが異なります。 詳しくは各保育園にお尋ねください。

※持ち物でご不明な点等がございましたら、保育園へお問い合わせください。

保 育 園 か ら の お 願 い(※ご利用前に必ずお読みください)

- (1) 登園時間が分からないと当日の保育予定がたてられないため、登園時間が9時以降になる場合、必ず利用する前日に登園時間を利用保育園に電話にてお知らせください。
- (2) ご利用時間の厳守をお願いします。お迎えは時間に余裕を持っていってください。
- (3) アレルギーをお持ちのお子様の食事についての対応は各園により異なります。必ず事前に電話にて保育園にご確認ください。前日夜間に予約を入れた場合は園で対応できない場合があります。また、お子様の状況によりお預かりできない場合があります。
- (4) 当日は検温をしてから登園してください。
お子様の健康状態確認の為、利用園で当日の体温等をご記入いただきます。
- (5) 予防接種当日の預かりは安全管理上しておりません。
- (6) 午後からの利用は、午睡からとなりますのでご注意ください。例外なく午睡から入りますので、遊ばせるのを希望であれば、午前中からのお預けをお勧めします。
- (7) 障害のあるお子様が一時保育を利用申請される際は、事前に必ず保育園にご相談ください。
お子様の状況によりお預かりできない場合があります。
- (8) 初めて一時保育を利用される場合、お子様が慣れるまでは午前中のみの慣らし保育をお願いします。
お子様の負担を考えると、初日から1日預かりは厳しいと思われます。お子様の様子を見ながら慣れるまでは午前半日程度がよいのかと思われます。また、初めて利用する保育園の場合も、環境が変わりますので午前中のみの慣らし保育をお願いします。
- (9) 公共施設予約管理システムで使用する利用者番号、暗証番号を忘れた場合、お電話、メールでのお問い合わせには応じられません。田無第二庁舎幼児教育・保育課にて下記お手続きをお願いします。
利用者番号…「身分証明書(免許証・保険証・パスポート等)」をご提示いただき、再発行します。
暗証番号…「西東京市公共予約システム使用者共通事項登録届書」を再度ご提出いただき、幼児教育・保育課にて再登録を行います。
- (10) 緊急連絡先は、緊急時に必ず連絡が取れる電話番号をお願いいたします。
お勤めされている方は申請書に勤務先電話番号も併せてご記載ください。
- (11) お迎えに来る方に変更があった場合(送迎の人が予定と違う場合)は必ず園にご連絡ください。
ご連絡がないとお迎えに見えた方にお子さんをお渡しできなくなります。
- (12) 災害が発生し、園内で安全な場所が確保できない場合、園外に避難することがあります。
避難場所につきましては、事前に園にご確認ください。また、台風や地震等の災害発生時にはできる限り早めのお迎えをお願いいたします。さらに、緊急的に一時保育を中止する場合がございますのであらかじめご了承ください。

幼児教育・保育の無償化について

令和元年 10 月から幼児教育・保育無償化が実施されました。

以下の要件を満たす場合、一時保育の利用料金についても幼児教育無償化の対象となる場合があります。無償化の給付を受ける場合は、利用前に「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける手続きが必要です。対象になる場合は、必ず事前に幼児教育・保育課で申請を行ってください。

1 無償化対象要件等

	無償化の対象となる要件（全て満たしていること）	月額上限額
0～2歳児	・ 保育の必要性の認定を受けている（新3号認定） ・ 住民税非課税世帯	42,000 円
3～5歳児	・ 保育の必要性の認定を受けている（新2号認定） （幼稚園に通っている世帯を除く※）	37,000 円

※在園する幼稚園が提供する預かり保育事業の提供時間が 8 時間未満または、年間開所日数が 200 日未満のいずれかに該当する場合は、幼稚園での預かり保育に加えて、上限まで、無償化給付の対象となります。

2 対象となる経費

無償化の対象となる経費は保育料に限ります。

昼食代（200 円）、おやつ代（150 円）は無償化の対象となりません。

3 保育の必要性の認定について

保育の必要性とは、保護者の就労や就学、疾病などで、保護者以外の保育が必要か否かになります。

認定を受けるには、市に申請をし、保護者やご家庭の状況が法令等に定められた事由に該当する場合、「保育の必要性あり」となり、2号認定（3～5歳児）又は3号認定（0～2歳児）を受けられることとなります。

4 無償化給付の受け取り方法について

一時保育の無償化給付金は、利用者が施設に保育料を全額納付して、払った額のうち無償化対象分の金額を後から受け取る「償還払い」になります。「償還払い」の場合は、無償化給付を受け取るための請求を市にする必要があります。請求には、園から発行された領収書と保育提供証明書（無償化給付対応のもの）の添付が必要になります。**無償化の対象となる場合は、その旨を利用園に伝えていただき、領収証と保育提供証明書の発行を受けてください。**

5 無償化（＝子育てのための施設等利用給付認定）の手続方法

必要書類を揃えて、施設利用開始前までに幼児教育・保育課（田無第二庁舎2階）にご提出ください。

手続きに関する書類は幼児教育・保育課で配布している他、市 HP からダウンロードすることができます。詳しくは、市 HP をご確認ください。

<西東京市 HP: [認可外保育所等に通う子どもの幼児教育・保育無償化](#)>



子育て相談・園庭開放・地域活動事業等もご利用ください

1. 子育て相談

育児や子育てに関わる悩みや不安について、保育園の職員がご相談を受けます。気軽にお問い合わせください。

実施園: 公立保育園全園、私立保育園全園

利用時間: 月曜日～金曜日 午前9:30～午後4:30

(行事等により、時間をずらしていただくことがあります。)

2. 園庭開放

保育園では、園庭を開放しています。近くの保育園に気軽にお出かけください。

(園により開放時間が異なりますので、事前に保育園にお問い合わせください。)

実施園: 公立保育園全園、田無北原保育園、柳橋保育園、和泉保育園、しもほうや保育園、西東京みどり保育園、東伏見えにしだ保育園、ほうやちょう保育園

3. 地域活動事業

保育園では、地域のお子さんと園児が交流できる環境づくりのお手伝いをしています。夏祭りなど季節ごとにいろいろな行事を行っていますので、親子で気軽にご参加ください。

実施園: 公立保育園全園、私立保育園全園

4. 地域子育て支援センター

施設内の一部に集いの部屋ができ、就学前のお子さんご家族、これからお母さんになれる方に対して子育て相談・子育て講座等各種子育て支援を行っています。気軽にご利用ください。

実施園: けやき、なかまち、ひがし、やぎさわ、すみよしの各保育園

利用時間: 月曜日～金曜日 午前9:30～午後4:30



西東京市のマスコットキャラクター「いこいな」を紹介します

「いこいな」は、自然と生き物のふれあいを守る森の妖精で、「西東京いこいの森公園」の開園から園内に住んでいます。市のホームページでは「いこいな」ニュースや「いこいな」からのおくりものなどを紹介しているので、見てくださいね。詳しくは、「いこいな」で検索してね！



西東京市 子育て支援部 幼児教育・保育課

〒188-8666西東京市南町五丁目6番13号田無第二庁舎

☎(042)464-1311(代)

(042)460-9842(直通)

西東京市ホームページ <https://www.city.nishitokyo.lg.jp>

令和6年4月発行